年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和58年4月から同年9月までの期間及び59年4月から同年6月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を58年4月から同年9月までは17万円、59年4月から同年6月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②及び④のうち、昭和59年10月から平成5年7月までの期間、同年10月から6年12月までの期間、18年4月から20年4月までの期間、同年11月から21年1月までの期間、同年4月及び同年5月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を昭和59年10月から60年3月までは17万円、同年4月から61年4月までは19万円、同年5月から62年4月までは20万円、同年5月から平成元年12月までは22万円、2年1月から同年4月までは19万円、同年5月から4年4月までは22万円、同年5月から5年5月までは26万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年10月から6年10月までは28万円、同年11月及び同年12月は24万円、18年4月から同年12月までは30万円、同年9月から20年4月までは28万円、同年11月及び同年12月は26万円、17円、同年5月は18万円、同年11月日及び同年12月は26万円、17円、同年5月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間③のうち、平成7年1月から同年5月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

加えて、申立期間⑤のうち、平成21年6月から22年8月までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額30万円、21年4月から同年6月までは標準報酬月額19万円に

相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のB社における標準報酬月額に係る記録を21年6月から同年8月までは30万円、同年9月から22年8月までは19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年8月から59年6月まで

② 昭和59年9月から平成6年12月まで

③ 平成7年1月31日から同年7月1日まで

④ 平成18年4月から21年5月まで

⑤ 平成21年6月から23年2月まで

申立期間①については、厚生年金保険の標準報酬月額が、C社に勤務していた際に受け取っていた報酬月額よりも低く記録されているので、適正な記録に訂正してほしい。

申立期間②、④及び⑤については、厚生年金保険の標準報酬月額が、A社 (後にB社に商号変更)に勤務していた際に受け取っていた報酬月額よりも 低く記録されているので、適正な記録に訂正してほしい。

申立期間③については、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録の訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間①、②、③及び④については、本件申立日において

保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、 申立期間⑤については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅 していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

また、申立人は、申立期間①、②、④及び⑤に係る標準報酬月額の相違について申立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち、昭和58年4月から同年9月までの期間及び59年4月から同年6月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額(58年4月から同年9月までは17万円、59年4月から同年6月までは19万円)に基づく厚生年金保険料を事業主(C社)により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 上記の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う 標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、 ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判 断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行った か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、 行ったとは認められない。

- 一方、申立期間①のうち、昭和57年8月から58年3月までの期間及び同年10月から59年3月までの期間については、上記給与明細書によると、保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。
- 3 申立期間②のうち、昭和59年10月から平成5年7月までの期間及び同年10月から6年12月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額(59年10月から60年3月までは17万円、同年4月から61年4月までは19万円、同年5月から62年4月までは20万円、同年5月から平成元年12月までは22万円、2年1月から同年4月までは19万円、同年5月から4年4月までは24万円、同年5月から5年5月までは26万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年10月から6年10月までは28万円、同年11月及び同年12月は24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主(A社)により給与から

控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和59年9月、平成5年8月及び同年9月の期間については、上記給与明細書によると、保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を下回っていることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

4 申立期間④のうち、平成 18 年 4 月から 20 年 4 月までの期間、同年 11 月から 21 年 1 月までの期間、同年 4 月及び同年 5 月については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額(18 年 4 月から同年 12 月までは 34 万円、19 年 1 月から同年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から 20 年 4 月までは 28 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 26 万円、21 年 1 月は 18 万円、同年 4 月は 17 万円、同年 5 月は 18 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主(A社、後にB社)により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④のうち、平成20年6月から同年10月までの期間、21年2月及び同年3月については、上記給与明細書によると、保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を下回っていることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間④のうち、平成 20 年 5 月については、申立人から給与明細書の提出が無く、ほかに申立人の当該期間に係る給与支給額及び保険料控除額について確認できる関連資料等は見当たらないことから、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

5 申立期間③については、オンライン記録によると、A社は、平成7年2月6日付けで、同年1月31日に適用事業所ではなくなっており、当該期間は適用事業所としての記録が無いが、商業登記簿謄本の記録及び雇用保険の記録等により、当該事業所は、当該期間についても営業を継続していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

申立期間③のうち、平成7年1月から同年5月までの期間については、雇用保険の記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人が当該期間において当該事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書で確認できる 保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間は、A社が厚生年金保険の適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、平成7年6月については、雇用保険の記録及び上記給与明細書により、申立人が当該期間においても当該事業所に勤務していたことは確認できるが、元同僚は、「7年頃に事業主から、『経営状態が悪くて社会保険料を滞納している。国民年金保険料の半分を事業所が負担し、保険料の納付も代って行うので、厚生年金保険の加入はやめさせてほしい。』との説明があった。」と供述しているところ、申立人の同年6月の給与明細書に記載された保険料控除額(5万8,500円)は、当時の国民年金保険料(1万1,700円)の5か月分と一致している上、申立人は、当該期間前後の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、滞納処分票によると、当該事業所は、申立期間③当時、厚生年金保 険料を滞納していたことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

6 申立期間⑤については、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、15万円と記録されている。

しかし、申立期間⑤のうち、平成21年6月から22年8月までの期間については、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額30万

円、21年4月から同年6月までは標準報酬月額19万円に相当する報酬月額 が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額を、平成21年6月から同年8月までは30万円、同年9月から22年8月までは19万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間⑤のうち、平成22年9月から23年2月までの期間については、申立人から提出された上記給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる22年4月から同年6月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことが確認できることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和59年10月から平成6年12月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を昭和59年10月から60年3月までは17万円、同年4月は19万円、同年5月から62年4月までは20万円、同年5月から平成元年12月までは22万円、2年1月から同年4月までは19万円、同年5月から4年4月までは24万円、同年5月から6年10月までは28万円、同年11月及び同年12月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成7年1月から同年5月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年5月から平成6年12月まで

② 平成7年1月31日から同年7月1日まで

申立期間①については、厚生年金保険の標準報酬月額が、A社に勤務していた際に受け取っていた報酬月額よりも低く記録されているので、適正な記録に訂正してほしい。

申立期間②については、上記事業所に継続して勤務し、給与から厚生年金 保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほ しい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立て ているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する 法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、 これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除し ていたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標 準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い 方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、昭和59年10月から平成6年12月までの期間については、申立人から提出された給与明細書及び申立人と同時期にA社に入社し、同一の職務内容(営業職)であった元同僚から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額(昭和59年10月から60年3月までは17万円、同年4月は19万円、同年5月から62年4月までは20万円、同年5月から平成元年12月までは22万円、2年1月から同年4月までは19万円、同年5月から4年4月までは24万円、同年5月から6年10月までは28万円、同年11月及び同年12月は24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 上記の給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和 59 年 5 月から同年 9 月までの期間については、申立人及び元同僚は当該期間に係る給与明細書を所持していない上、当該事業所の当時の関係者からも、当該期間における保険料控除に関して具体的な証言が得られない。

また、B社(A社の後継会社)は、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)を保管していない上、当該期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、A社は、平成7年2月

6日付けで、同年1月31日に適用事業所ではなくなっており、当該期間は 適用事業所としての記録が無いが、商業登記簿謄本の記録及び雇用保険の記 録等により、当該事業所は、当該期間についても営業を継続していたことが 確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満 たしていたものと判断される。

申立期間②のうち、平成7年1月から同年5月までの期間については、雇用保険の記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人が当該期間において当該事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書で確認できる 保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間は、A社が厚生年金保険の適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成7年6月については、雇用保険の記録及び上記給与明細書により、申立人が当該期間においても当該事業所に勤務していたことは確認できるが、申立人は、「7年頃に事業主から、『経営状態が悪くて社会保険料を滞納している。国民年金保険料の半分を事業所が負担し、保険料の納付も代って行うので、厚生年金保険の加入はやめさせてほしい。』との説明があった。」と供述しているところ、申立人の同年6月の給与明細書に記載された保険料控除額(3万5,100円)は、当時の国民年金保険料(1万1,700円)を折半した額(5,850円)の6か月分(同年1月から同年6月までの分)と一致する上、オンライン記録によると、申立人は、当該6か月の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、滞納処分票によると、当該事業所は、申立期間②当時、厚生年金保 険料を滞納していたことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 1238

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年5月1日まで 高校の就職あっせんにより、昭和45年4月から正社員としてA社に勤務 したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年5月1日となっている。 後に教員となったときに勤務期間についての証明を会社から受けており、 45年4月から勤務していたことは間違いないので、資格取得日の記録を訂 正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B県教育委員会が保管する人事記録カードには、「昭 45.4.1 A社入社」と記載されているところ、当該記載について同委員会は、「教職員としての採用前の職歴は、採用後の給与額にも関係してくるので、企業等が作成した在籍期間証明書等により前歴を確認している。」と回答していることから、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間後に社会保険事務を担当していた元同僚は、「学歴や職種によって入社後の一定期間は厚生年金に加入させないという取扱いは無かった。」と証言しているところ、A社及び同社C支店において、申立人と同様に高校の卒業後に同社に入社した複数の元同僚は、入社時から厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 45 年 5 月の社会保険事務 所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

長野厚生年金 事案 1239

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月28日から同年3月1日まで

昭和49年8月22日にA社に入社し、50年3月1日付けでC社へ転籍したが、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年2月28日と記録されており、同年2月が被保険者期間とされていない。

当該期間についても継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元同僚から提出された給与明細書、雇用保険の記録及び元同僚の証言により、A社及びグループ会社であるC社に継続して勤務し(昭和50年3月1日にA社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年1月の社会保険事務所(当時)の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付したか不明としているが、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日が昭和50年2月28日と記載されていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入

の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、 事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと 認められる。

長野厚生年金 事案 1240

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月1日から27年7月1日まで A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が空白 になっている。仕事内容が変わることもなく継続して勤務していたので、 申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和24年6月1日から30年3月18日までA社に継続して勤務していたと主張しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が判明した元同僚5名に照会したところ、当該元同僚の一人は申立人のことを記憶していたが、申立人の申立期間における継続勤務の実態に関する証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所の申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に 他界しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の 取扱いについて確認できない。

さらに、当該事業所は既に解散し、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は無い上、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。